

笑顔カフェ 通信

第5号

令和4年3月発行

高齢者講習制度の改正について

70歳以上の方の運転免許更新手続き変更
(令和4年5月13日から実施)のご紹介



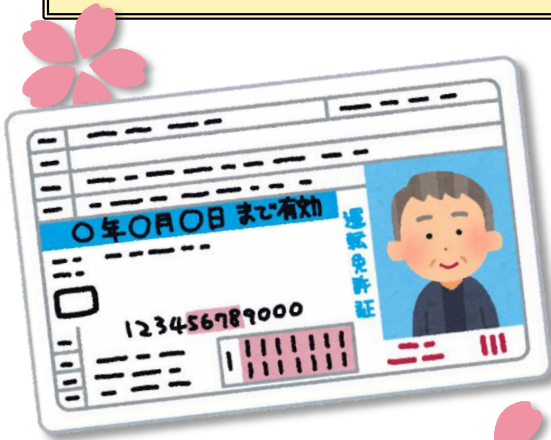
引用元：秋田県運転免許センター

「高齢者講習制度の改正について

～70歳以上の方の運転免許更新手続き変更（令和4年5月13日～）について～」

Webサイト▶<https://www.police.pref.akita.lg.jp/menkyo/>

お問い合わせ▶018-824-5333



75歳以上で、一定の違反歴がある方は、有効期間前6か月以内に運転技能検査を受けて合格しなければ免許の更新ができません（運転技能検査は、運転免許証記載の有効期間が令和4年11月12日以後に満了する方から対象）。高齢者講習等の案内はがきが届いたら、早めに自動車教習所に検査等の予約をしてください。一定の違反歴の評価期間は、通常、有効期間が満了する日の直前の誕生日の、160日前の日前3年間です。

安全運転サポート車等に限定された条件付免許を申請することができるようになります。運転免許自主返納だけでなく、より安全な車に限って運転を継続する選択肢を設けるものです。

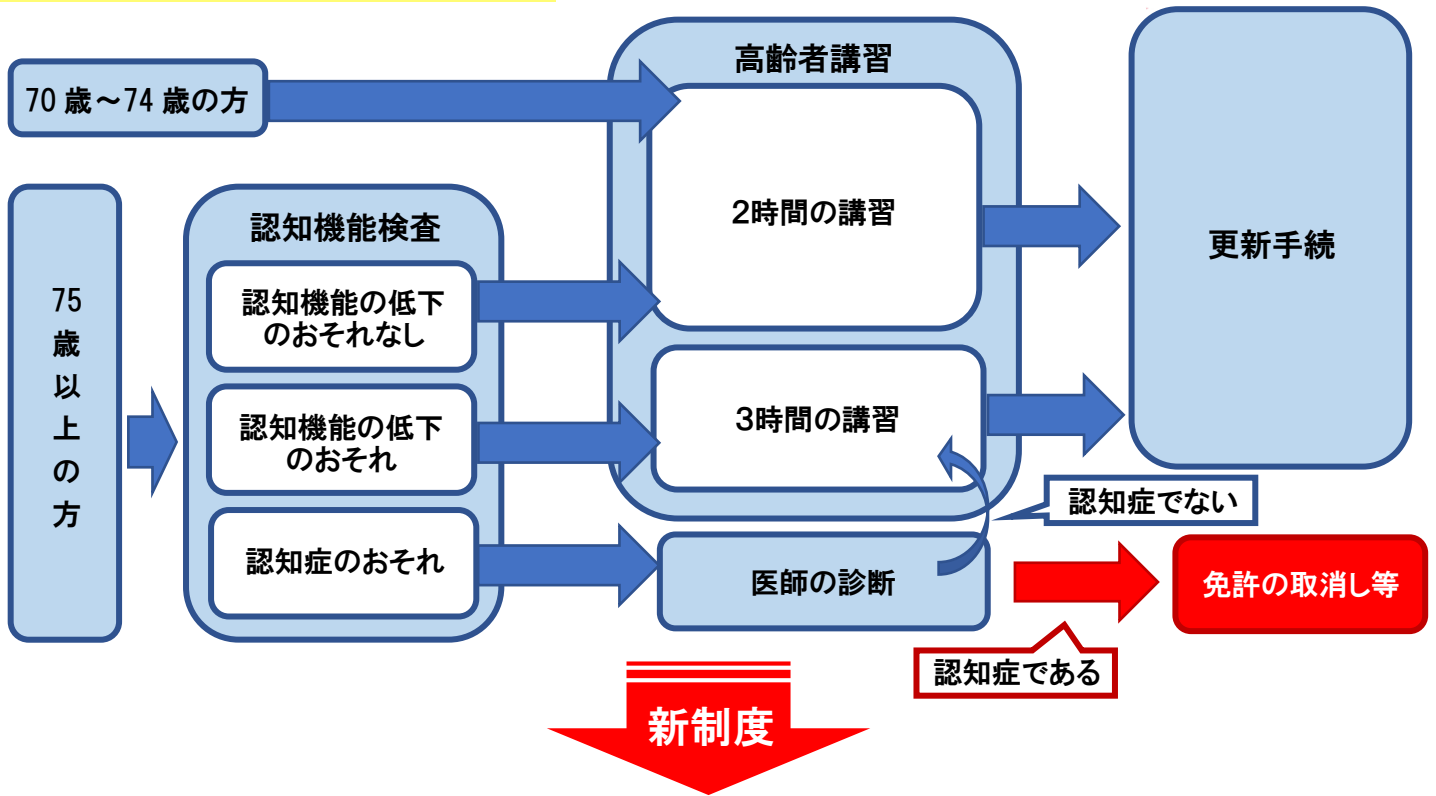
高齢ドライバーの交通事故が後を絶ちません。

ここでもう一度、

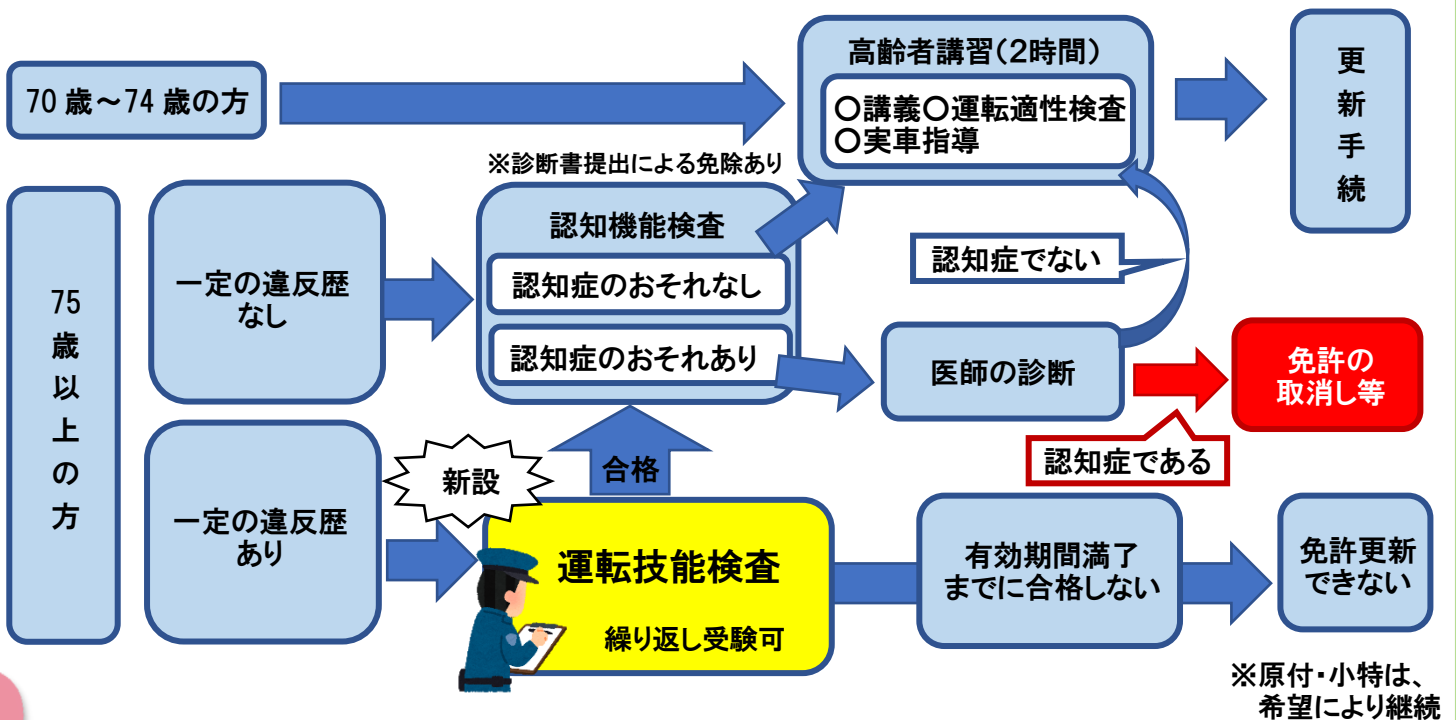
お車の運転について気にかけてみませんか？



○現在の制度における手続



○新制度における手続（運転技能検査の新設等：令和4年5月13日～）



詳細は秋田県運転免許センターのホームページをご覧ください。

《上記に関するお問い合わせ》 秋田県運転免許センター ☎018-824-5333

市立秋田総合病院 秋田県認知症疾患医療センター

【専用電話】 018-866-7123 【受付時間】 平日 9:00～16:00